

様式コード
2 2 2 2

健康保険
厚生年金保険

育児休業等終了時報酬月額変更届

令和 6 年 7 月 4 日提出

提出者記入欄

事業所整理記号	●●●●●●	健康保険被保険者証記号	●●●●●●
事業所所在地	大阪府大阪市西区川口●●●●		
事業所名称	西プラ工業株式会社		
事業主氏名	健保 一郎		
電話番号	06 (●●●●●) ●●●●●		

この届書を健康保険組合、年金事務所または事務センターへ提出する日を記入してください。

健康保険被保険者証記号・番号と厚生年金保険事業所整理記号・被保険者整理番号を必ず記入してください。

社会保険労務士記載欄

氏 名 等

申出者欄

育児休業等を終了した際の標準報酬月額の改定について申出します。
(健康保険法施行規則第38条の2及び厚生年金保険法施行規則第10条)
※必ず□に✓を付してください。

日本年金機構理事長あて
健康保険組合理事長あて

〒542-0086
住所 大阪府大阪市中央区西心斎橋●●●●

氏名 **健保 花子** 電話 06 (●●●●●) ●●●●●

令和 6 年 7 月 3 日

健康保険組合分は個人番号の記入は不要です。

支払基礎日数17日以上月の報酬月額の総計を記入します。

⑨欄を17以上の月数で割った額について1円未満切り捨てて記入してください。(平均額を算出します。)

被保険者欄

①被保険者整理番号	●●●●●●	②個人番号	●●●●●●●●●●●●●●●●
健康保険被保険者番号	●●●●●●	健康保険組合分は個人番号の記入は不要	
③被保険者氏名	(フリガナ) ケンボ 健保 (氏)	(名) ハナコ 花子 (姓)	④被保険者生年月日
			5昭和 7平成 9令和 0 7 0 5 2 7
⑤子の氏名	(フリガナ) ケンボ 健保 (氏)	(名) タロウ 太郎 (姓)	⑥子の生年月日
			9令和 0 5 0 4 2 0
⑦育休等終了年月日	9令和	0 6 0 4 1 9	
⑧支給月	4 月 0 日	給与計算の基礎日数	0 円
給与支給月及び報酬月額	5 月 7 日	通貨	84,000 円
	6 月 31 日	現物	0 円
		合計	252,100 円
⑨総計			2 5 2 1 0 0 円
⑩平均額			2 5 2 1 0 0 円
⑪修正平均額			
決定後の標準報酬月額	健康 260 千円	厚生 260 千円	
⑫従前標準報酬月額	280 千円	⑬昇給 降給	1. 昇給 2. 降給
⑭週及支払額		⑮改定年月	令和6 年 7 月
⑯給与締切日・支払日	月末 10 日	⑰備考	1. 70歳以上被用者 2. 二以上勤務被保険者 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. パート 5. その他

現在の標準報酬月額を千円単位で記入してください。

月変更当 育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて、
開始していません

標準報酬月額及び保険料負担額表に平均額をあらはめて記入します。

- 育児休業等終了日の翌日の属する月以降3か月を記入します。
給与計算の基礎日数について、月給者は暦日数、日給者は実出勤日数、日給月給者(欠勤日数分だけ給料が差し引かれる場合)は就業規則・給与規程等にもとづき事業所が定めた日数から当該欠勤日数を控除した日数を記入します。※17日未満(特定適用事業所に勤務する短時間労働者の場合は11日未満)の月がある場合はその月を除いて報酬月額を算定します。※育児休業等終了日の翌日が属する月以降3か月分の賞金台帳のコピーを添付します。
- 該当する場合は○で囲みます。
※特定適用事業所・任意特定適用事業所に勤務する短時間労働者は支払基礎日数が11日以上で算定します。
- 各3か月に通貨で支払われた報酬をそれぞれの月に記入してください。なお、現物給付(食事、住宅、通勤定期券等)の支給がある場合は、金銭に換算して記入してください。
※換算は「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」に基づきます。
⑨欄の合計は、⑦と④の合計額を記入してください。

育児休業等終了日の翌日の属する月以降3か月を記入します。
給与計算の基礎日数について、月給者は暦日数、日給者は実出勤日数、日給月給者(欠勤日数分だけ給料が差し引かれる場合)は就業規則・給与規程等にもとづき事業所が定めた日数から当該欠勤日数を控除した日数を記入します。※17日未満(特定適用事業所に勤務する短時間労働者の場合は11日未満)の月がある場合はその月を除いて報酬月額を算定します。※育児休業等終了日の翌日が属する月以降3か月分の賞金台帳のコピーを添付します。

この届書は、育児休業等終了時に3歳未満の子を養育する被保険者の報酬に変動があった場合にご提出いただくものです。

育児休業等終了時改定は、従前と終了後の標準報酬月額に1等級以上の差があり、「給与計算の基礎日数」が17日以上（「短時間労働者」の場合は11日、「パート」で3か月とも17日未満の場合は15日）ある月が1月以上ある場合に、標準報酬月額の改定を行います。通常の『被保険者報酬月額変更届』（随時改定）とは異なり、固定的賃金の変動がなくても改定は行われます。

記入方法

提出者記入欄 : 事業所整理記号、健康保険被保険者証記号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号をご記入ください

事業所整理記号			0	1	イ	ロ	ハ	健康保険被保険者証記号	123
---------	--	--	---	---	---	---	---	-------------	-----

申出者欄 : 月額変更該当する被保険者の住所・氏名をご記入ください。この届出を行うに当たっては、被保険者の提出意思を確認するため、必ず被保険者本人が口印を付けてください。
また、右上にこの届書を被保険者が事業主に提出する日付をご記入ください。

① 被保険者整理番号
健康保険被保険者証番号 : 資格取得時に払い出された被保険者整理番号・健康保険被保険者証番号を、必ずご記入ください

② 個人番号
(基礎年金番号) : 本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書等に記載されている10桁の番号を左詰めでご記入ください。健康保険組合分は個人番号の記入は不要です。

③ 被保険者氏名 : 氏名は住民票に登録されているものと同じ氏名をご記入ください。フリガナはカタカナで正確にご記入ください。

④ 被保険者生年月日 : 年号は該当する番号を○で囲んでください。生年月日は下図を参照しご記入ください。

昭和		年		月		日
7	平成	6	3	0	5	0
9	令和					3

⑦ 育児休業等終了年月日 : 育児休業を終了した日付をご記入ください。

⑧ 給与支給月及び報酬月額 : 支給月には、育児休業等終了日の翌日の属する月から3か月をご記入ください。
「給与計算の基礎日数」には、月給者は暦日数、日給者は出勤日数等、給与支払の対象となった日数をご記入ください。
「給与計算の基礎日数」は給与支払日ではありませんので、ご注意ください。
「⑦通貨」には給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額をご記入ください。
「⑧現物」には、報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。
現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。

「⑨合計」には、「⑦通貨」と「⑧現物」の合計額をご記入ください。

⑨ 総計 : 「給与計算の基礎日数」が17日以上(「短時間労働者」の場合は11日以上)の月(「短時間労働者」の場合は11日以上)の「⑧⑨合計」を総計した金額をご記入ください。
※「パート」の場合で3か月の間に17日以上(「短時間労働者」の場合は11日以上)の月がない場合は、15日以上(「短時間労働者」の場合は11日以上)の月の「⑧⑨合計」を総計してください。

⑩ 平均額 : 「⑨総計」で算出した金額を、「給与計算の基礎日数」が17以上の月数(「短時間労働者」の場合は、11以上の月数)で除して得た金額をご記入ください。算出した平均額は、1円未満を切捨ててください。
※「パート」の場合で3か月の間に17日以上(「短時間労働者」の場合は11日以上)の月がない場合は、15以上の月数で除してください。

⑪ 修正平均額 : 昇給がさかのぼったため対象月中に差額分が含まれている場合は、差額分を除いた平均額をご記入ください。

⑫ 従前標準報酬月額 : 従前の標準報酬月額をご記入ください。

⑬ 昇給降給 : 昇給または降給のあった月を記入し、該当する昇給または降給の区分を○で囲んでください。

⑭ 遡及支払額 : 遡及分の支払があった月に支払われた遡及差額分をご記入ください。

⑮ 改定年月 : 標準報酬月額が改定される年月をご記入ください。育児休業等終了年月日の翌日が属する月から4か月目となります。

⑯ 給与締切日・支払日 : 給与締切日をご記入ください。給与締切日が月末の場合は、「末日」とご記入ください。
給与支払日は、当月か翌月のどちらか該当するものを○で囲み、支払日をご記入ください。

⑰ 月変該当の確認 : 「1.70歳以上被用者」は被用者が70歳以上の方の場合に○で囲んでください。
「2.二以上勤務被保険者」に該当する場合は、○で囲んでください。
「3.短時間労働者」「4.パート」に該当している場合は、○で囲んでください。

⑱ 月変該当の確認 : 育児休業等を終了した翌日に引き続いて、産前産後休業を開始していないことを確認してください。
引き続き産前産後休業を開始している場合、保険料免除が適用されるため、月額変更には該当しません。

お知らせ

- 「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または1か月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国又は地方公共団体等に属する事業所及び特定適用事業所に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。
- 「パート」とは、1週間の所定労働時間および1か月の所定労働日数が正社員の4分の3以上の短時間就労者をいいます。